

「シールはがし」「油落とし」「汚れ落とし」等の作業でジクロロメタン等を使用していた事業所は土壤汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壤汚染対策法では、「シールはがし」「油落とし」「汚れ落とし」「脱脂」「洗浄」等の作業工程においてジクロロメタン等の有機塩素系溶剤を使用している又は使用していた事業所は地下浸透の恐れに対して、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、薬剤・溶剤、廃溶剤、廃ウエスの取り扱いや保管には十分注意し、地下浸透による土壤汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

「シールはがし」「油落とし」「汚れ落とし」等の作業に有機塩素系の特定有害物質を含む溶剤を使用していた又は使用している事業所（環境確保条例上の工場又は指定作業場）を設置している方

2 どんな時に

事業所を廃止または建替えるとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、「シールはがし」「油落とし」「汚れ落とし」等を行っていた事業所で「使用していた」または「使用している」溶剤の成分で対象となる主な有機塩素系の特定有害物質は次のとおりです。

物質名（主な通称名）	溶出量基準	第二溶出量基準	地下水基準	第二地下水基準
トリクロロエチレン（トリクレン）	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン（パークレン）	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン（エタン）	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
ジクロロメタン（塩化メチレン、メタクレン）	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下

注意 1 の物質は、分解生成物についても調査対象として追加されます。

注意 2 通称名・商品名は溶剤製造メーカーによって異なっている場合がありますので、安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

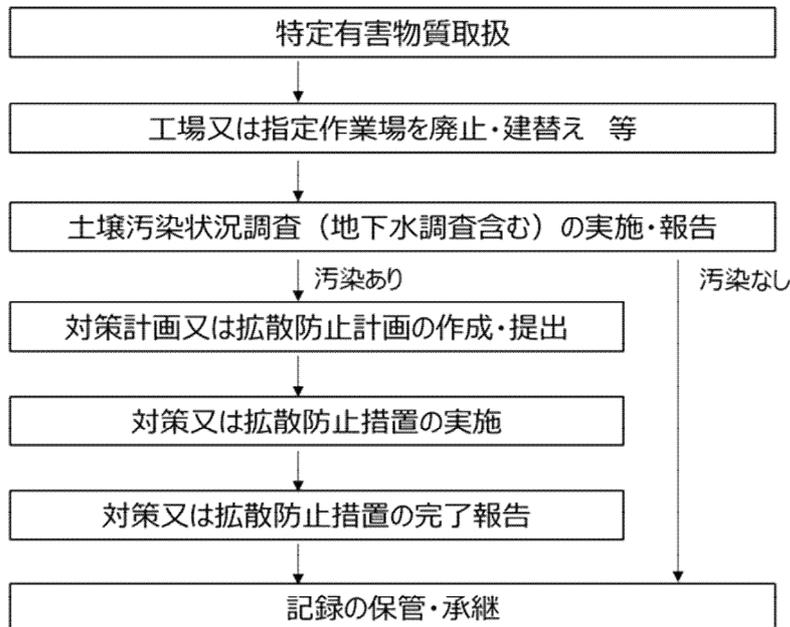
注意 3 対象物質を含む商品には、スプレー缶や一斗缶等があります。

注意 4 トリクロロエチレンの基準が強化されています。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壤汚染の有無を確認するため、土壤汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壤汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（ジクロロメタン洗浄施設等）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壤汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壤汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壤汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)